

2003年4月1日

神野 直彦

高齢社会を支える租税制度を求めて

1. 高齢社会における政府の役割

- (1) 社会全体として扶養しなければならない人口の急増というよりも、扶養しなければならない高齢者人口の増加である。⇒長寿社会
- (2) 扶養人口を扶養する責任を、政府、市場、共同体（家族）でどの様に分担するかを決定する必要がある。
- (3) 政府責任に三つの類型が考えられる。
 - ① 最低限責任—アメリカ、カナダ、オーストラリア
 - ② 補完的責任—ドイツ、フランス、オーストリア、イタリア
 - ③ 最大限責任—スウェーデン、デンマーク、ノルウェー
- (4) 共同体機能（家族機能）が劣化していることを考えれば、政府責任を拡大せざるをえないのではないか。したがって、高齢社会に向かって増税型税制改革を実施せざるをえないのではないか。
- (5) 政府責任は現金給付と現物（サービス）給付とをセットにして果たすべきである。

2. 租税負担の水準と構造

- (1) 最低限責任政府であるアメリカと同水準の国民負担率と、アメリカよりも著しく低い租税負担率。
- (2) ドイツ、フランスという補完的責任政府と同様に、租税負担率に比べ、社会保障負担が高い。しかし、ドイツ、フランスに比べても社会保障負担の租税負担に対する比重が高い。⇒土木事業国家から年金者国家（pensioner state）へ

- (3) 消費課税はアメリカよりも高い。構造上の特色は個人所得課税の低さにある。

3. 個人所得課税の改革

- (1) 個人所得課税のウェイトの低さは、世代内の不公平を増長している。しかも、世代間の不公平是正が進まない要因にもなっている。
- (2) 所得税では明治以来の分類所得税の弊害を除去すべきである。分類所得税の弊害とは、資産性所得の非合算と、特定収入と結びついた特別控除である。
- (3) 資産性所得の分離課税、公的年金等控除、老年者控除、過大な退職所得控除は、世代内および世代間の不公平を拡大している。
- (4) 二元的所得税を採用しているスウェーデンでも、資産性所得を軽課しているわけではない。純資産税が存在していることを考えれば、資産性所得にも累進的負担を求めている。
- (5) フランスの社会保障税の導入をみても、賃金所得に資産性所得を加えることによって、年代間の公平を確保しようとしている。

4. 社会保障負担の改革

- (1) ヨーロッパでは付加価値税が発達しているにもかかわらず、付加価値税と社会保障負担との統合は議論されていない。
- (2) ヨーロッパでは賃金所得にのみ負担が求められる社会保障負担の逆進性、世代間の不公平が問題とされ、資産性所得を課税対象に加えることが議論されている。
- (3) 社会保障負担が租税負担に対比して比率が高いと思われる日本では、消費税を社会保障財源にするよりも、租税負担の充実を急ぐべきである。

- (4) 租税とは強制性、無償性、収入性の三つが成立条件となる。無償性とは反対給付の請求権のないことを意味する。したがって、租税を納税したからといって、個別給付を請求できない。社会保障負担はリスク比例で負担していないので、民間保険料と相違する。とはいえ、社会保障負担は負担していなければ、給付を受けられない点で、無償性がなく、租税ではない。
- (5) 基礎年金の財源を消費税とすることは、基礎年金の社会配当金化を意味する。子供の消費を親が負担することを考えれば、子供のいる現役世代に重い負担を強いることになる。

5. 三つの政府体系の確立を

- (1) 中央政府に国税、地方政府に地方税、社会保障基金に社会保障負担と明確に結びつける。
- (2) 社会保障基金が現金給付、地方政府がサービス給付、中央政府がミニマム保障という責任の明確化を図るべきである。

—以 上—